林業研究所研究・技術開発等評価委員会設置要領

（設置）
第１条　林業研究所が実施する研究･技術開発等の公平性、客観性、透明性を確保し、県民ニーズ、時代の要請等に即した成果を上げるため、研究・技術開発等の実施状況や成果、課題等について評価し、確実に改善につなげていけるよう林業研究所研究・技術開発等評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）
第２条　委員会は、委員４名で組織する。
２　委員の構成は、林業界代表１名、林産業界代表１名、学識経験者２名とする。

（任命）
第３条　前条に定める委員は、幅広い知識と十分な評価能力を有し、公正な立場から客観的な評価ができる大学や民間の有識者等のうちから、林業研究所長が選任し、任命する。

（任期）
第４条　委員の任期は、原則１年とし、再任を妨げない。
２ 委員が任期満了前に辞任し、又は欠員になった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　委員会は、林業研究所長が招集する。

（委員長）
第６条　委員会に委員長を置き、委員の互選によって選出する。
２ 委員長は委員会を総括し、委員会の議長を務める。

（委員の責務）
第７条　委員は、厳正な評価を心がけるとともに、委員会で知り得た情報については、第三者に漏洩してはならない。

（委員に対する対価の支払）
第８条　委員の報償費は１回あたり１２，３００円とし、旅費は実費を支給する。

（事務局）
第９条　事務局は、林業研究所に置き、委員会の運営に必要な事務を処理する。

（雑則）
第１０条　この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、林業研究所長が定める。

附則
１ この要領は、平成３０年１０月５日から施行する。
２ この要領は、令和７年４月１日から施行する。
３ この要領は、令和８年８月３日から施行する。